

社会資本整備審議会環境部会
エネルギー・経済安全保障小委員会の設置について（案）

令和 8 年 7 月 〇 日
社会資本整備審議会
環境部会長 決定

国際情勢が大きく変動する中、我が国の脱炭素化や非化石転換を推進しつつ、エネルギーの自給率向上・調達の多角化を同時に実現していくにあたり、必要な施策の検討を行うため、社会資本整備審議会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 20 日）第 1 条及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会運営規則（平成 18 年 12 月 21 日）第 1 条の規定により、それぞれエネルギー・経済安全保障小委員会（以下「両委員会」という。）を新設し、国土交通省のエネルギー・経済安全保障分野の施策のとりまとめに向けた調査審議を行う。

エネルギー・経済安全保障小委員会の運営については、社会資本整備審議会環境部会運営規則の定めによるほか、議事の手続きその他の運営に関し必要な事項は、小委員会の委員長が定めるものとする。

社会資本整備審議会環境部会
エネルギー・経済安全保障小委員会 委員名簿

(令和8年7月〇日時点)

(五十音順・敬称略)

伊藤 聡子	フリーキャスター、開志創造大学大学院客員教授
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授
竹内 純子	NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
田辺 新一	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
中北 英一	京都大学総長特別補佐名誉教授、 (一財)日本気象協会顧問
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
○ 横張 真	東京大学総括プロジェクト機構特任教授

○委員長

(参考) 社会資本整備審議会環境部会運営規則 (抄)

(小委員会の設置)

第1条 環境部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等 (社会資本整備審議会令 (平成12年政令第299号) 第4条第5項の「委員等」を言う。以下同じ。) は、環境部会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、環境部会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を環境部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(参考) 社会資本整備審議会令 (抄)

(委員の任期等)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 委員、臨時委員及び専門委員 (以下「委員等」という。) は、非常勤とする。

(参考) 社会資本整備審議会運営規則 (抄)

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。